

第40回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成25年12月18日(木) 14時00分～15時00分

場 所 生駒セイセイビル 301会議室

【出席者(敬称略)】

〔委員〕下村敏博、風間規男、池田健二、岡本元、尾野田理、篠原健二

〔事務局〕総務課長：奥村直幸、同課長補佐：吉本直樹

同課情報統計係主査：藤嶋真人、同課情報統計係：萩野万貴

〔関係課〕市民課長補佐：奥谷規子、同課記録係長：久保悟史、同課市民係長：萩本和美

課税課長：堀本慎一

【配 付 資 料】

- 1 レジюме
- 2 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿
- 3 報告案件資料
 - ・「戸籍副本データ管理システム」導入に伴う通信回線による結合について
 - ・コンビニエンスストアのキオスク端末による証明書等の交付事業における通信回線による結合について
 - ・平成24年度 生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書

【議 題】

- 1 委員の紹介
- 2 報告案件
 - (1) 「戸籍副本データ管理システム」導入に伴う通信回線による結合について(市民課)
 - (2) コンビニエンスストアのキオスク端末による証明書等の交付事業における通信回線による結合について(市民課、課税課)
- 3 その他

【審議事項】

1 委員の紹介

事務局から委員の紹介があった

2 報告案件

(1) 「戸籍副本データ管理システム」導入に伴う通信回線による結合について（市民課）

戸籍は、国民の国籍と身分関係を登録公証する唯一の公簿であり、行政の基盤をなすものであることから、東日本大震災のように、津波によって戸籍データが全て流失、滅失するといった事態は絶対に回避する必要がある、戸籍の正本と副本の同時滅失を防止するため、法務省において、遠隔地にある戸籍副本データ管理センターにおいて、その保全・管理を行うことを目的とした「戸籍副本データ管理システム」が構築された。

平成25年1月25日、戸籍法施行規則の一部が改正され、戸籍副本データが遠隔地で安全に保管され、そのデータは常にリアルタイムで最新のものであるため、正本データが滅失した際には迅速な戸籍再製が可能となった。

この「戸籍副本データ管理システム」は、本市の電子計算機と戸籍副本データ管理センターの電子計算機とを結合するものであるが、この外部とのオンライン結合については、生駒市個人情報保護条例第10条に基づき諮問すべき事項であるが、平成19年12月14日付け「個人情報保護制度の実施に関する事項について（答申）」における包括的諮問事項の類型及びに該当することから諮問を行わず、報告案件とさせていただいた旨事務局から報告があった。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。

(2) コンビニエンスストアのキオスク端末による証明書等の交付事業における通信回線による結合について（市民課、課税課）

外部とのオンライン結合については、生駒市個人情報保護条例第10条に基づき諮問すべき事項であるが、平成22年8月2日付け「コンビニエンスストアのキオスク端末にて証明書等の交付事業における通信回線による結合について（答申）」に基づき、現在、本市証明書発行サーバと地方自治情報センターの証明書交付サーバを経由して、コンビニのキオスク端末と結合し、住民基本

台帳カードを利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の発行を行っているが、コンビニ交付に対する市民のニーズが年々増加してきていることから、同システム・通信回線を利用し、平成24年1月11日からは戸籍証明書を、平成25年12月1日からは住民票記載事項証明書の発行を開始し、そして、平成26年1月10日からは所得・課税（非課税）証明書の発行を追加する予定をしている旨事務局から報告があった。また、今後、同システム・通信回線を利用した証明書等の追加があった場合は、審議会を開催することなく全委員への郵送等による周知をもって、報告に代えさせていただく旨事務局から報告があった。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。

3 その他

平成24年度 生駒市の情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書についての報告があった。

4 閉会